道づくりだより

第9号

2008. 11 島根県道づくり調整会議



主要地方道浜田作木線 下口羽工区 平成20年10月21日開通式

CONTENTS

- 1.主要地方道 浜田作木線(下口羽工区)の開通について
- 2.生まれ変わった新開農道!!
- 3.2020年をめどに山陰道全線開通を!鳥取・島根・山口3県で要望しました
- 4. 大盛況! 高速道路利用促進キャラバンを開催しました
- 5. 宍道湖サービスエリアのハイウェイスタンプを押して地元特産品をゲットしよう!
- 6.「都市計画法による事業」と「道路法による事業」の違いについて

主要地方道 浜田作木線(下口羽工区)の開通について

主要地方道浜田作木線は、浜田市の国道9号を起点として、邑智郡邑南町を経由し広島県三次市作木町の国道375号に至る幹線道路です。

この道路は、邑南町役場羽須美支所や口羽小学校、JR 口羽駅などの公的施設が集中した地域を通っていますが、道路幅が狭いうえに歩道も無く通勤、通学、医療活動や経済活動に大きな支障となっていました。

このため、平成14年度から7年の歳月をかけて橋梁2橋、宮尾山トンネルを含む760mの区間をバイパスとして整備を行い、このたび開通する運びとなりました。

この開通により、通過時間の大幅な短縮と沿道の皆さまの安全確保が図られるとともに、地域の活性化に大いに寄与するものと期待されます。



事業概要

事業名:地方道路交付金(改良)事業

新世紀道路ネットワーク整備事業(改良)

事業期間:平成14年度~平成20年度

事業箇所:邑智郡邑南町下口羽

総事業費:約20億円 施工延長:L=760m

計画幅員:全幅員W=10.0m(車道6.0m=3.0×2、歩道2.5m)

構造規格:3種4級 設計速度:50km/hr



完 成 状 況





宮尾山トンネル

口羽陸橋

平成20年10月21日(火)に行われた開通式

開通式では、テープカット、郷土芸能である「楽打ち」、通り初めなどが行われ、開通 を祝いました。



テープカット



楽打ちの様子



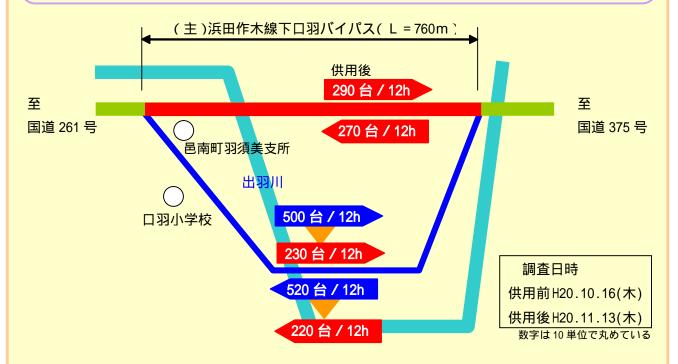
楽打ちの様子



楽打ちの様子

道路開通による効果

バイパス開通後においてどのように交通量が変化するのかを確認するために交通量調査を行いました。その結果、これまで町中を通っていた交通量(12時間当たり1,020台程度)の半分以上(560台程度、55%程度)がバイパスへ転換したことが分かりました。







道路幅が狭くすれ違いにくい現道の様子

地元小学校先生方からのご意見

現在、街中の狭い道を通って通学している児童は6名います。これまでは、道幅が狭く大型車も多く通っていたため、安全な通学路とは言えませんでした。特に、冬期は沿道の民家の屋根からの雪ずりの雪もあり、更に道幅が狭くなり危険を伴っていました。バイパスが出来て、大型車などの交通がバイパスに転換し、街中の道が安全な通学路となって学校としても大変喜んでいます。

生まれ変わった新開農道!!

事業概要

事 業 名 : 元気な地域づくり交付金事業 事業期間 : 平成17年度~平成20年度

事業箇所 : 隠岐郡海士町大字海士地内(新開地区)

総事業費 : 99,600千円 受益面積 : 29.9 h a

改良延長 : L = 5 0 3 m (農道487 m 、橋梁 L = 16 m)

幅 員:全幅6.0m(有効幅員5.0m)

道路規格 : 3種4級 設計速度 : 30 km/h

事業目的とその効果

新開農道は、別図のとおりライスセンターや育苗施設をはじめとする農業核施設から、すべての物流の拠点となる菱浦漁港、さらには地元の農産物を使った新たな新商品を創る「CAS凍結センター」までの農産物輸送ルートであり、農村地域の振興に欠かせない役割を担う基幹農道として位置付けられています。

また農道周辺には役場や診療所、ヘリポート等の行政機関が密集しており、生活路線・緊急路線としても重要な路線として利用されています。

しかしながら、従来の幅員は4.0 mと狭く、農産物輸送路としては非常に利便性が悪く、農業関係者をはじめ地元農道利用者より通行に支障があるとして早急な整備が強く望まれていました。

このため、町では平成17年度からこの区間約500mの整備に着手し、工事期間中、 農道利用者をはじめ工事関係者の皆様の御協力により平成20年9月に、幅員6.0mの農道として新たに生まれ変わりました。

この整備により、農産物の物流はもとより、 海士町の新たな農産物新商品の開発・製造の 基幹路として今後大いに役立っていくものと 確信しております。(海士町役場 建設課)

「CAS・・・(Cells Alive System)と呼ばれる凍結技術で、微弱エネルギーを作用させて、食材の水分子を微小かつ均一化し、一気に凍結するもの。食材の細胞・組織を破壊しないため、解凍後に獲れたての鮮度が活き活きと蘇る。このシステムにより、食材の味と鮮度を保ったまま東京など消費地への出荷が可能となった。」





整備状況写真



農道 整備前写真



農道 整備後写真



橋梁 整備前写真



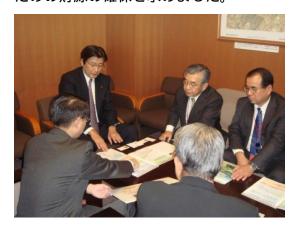
橋梁 整備後写真

2020年をめどに山陰道全線開通を!

鳥取・島根・山口3県で要望しました

平成20年11月14日(金)に鳥取・島根・山口の3県知事で構成する山陰自動車 道建設促進期成同盟会が政府・与党に山陰道の建設促進を要望しました。

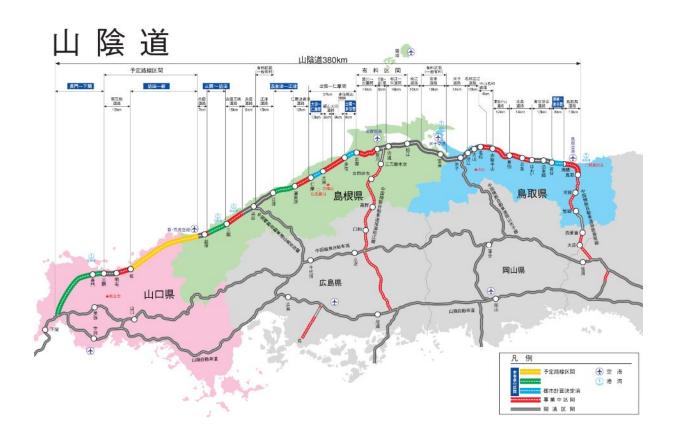
今後新たな道路整備の中期計画策定を控え、地方の道路整備の必要性と、道路整備のための財源の確保を求めました。



金子国土交通大臣



自民党 細田幹事長



3県で高速道路整備における新たな便益算定の提案もしました。

山陰道の金線周囲は、心域へ機々を触及効果をもたらす

~高速道路整備における新たな便益算定の提案へ



大盛況!高速道路利用促進キャラバンを開催しました

島根県東部高速道路利用促進協議会では、高速道路をより快適に利用してもらうため に、高速道路利用促進キャラバンを開催しました。

キャラバンは11月3日と24日に開催され、会場となった道の駅には大勢の方々にご来場いただきました。

< 11月3日 さくらの里きすき>



着ぐるみのリス(?)は子供達に人気! < 1 1月24日 湯の川>



エコバッグがもらえるアンケート



雨にもかかわらずたくさんの方々が来場!



ETCモニター募集

特に、最近新しい割引制度が追加され、注目のETCのモニター募集には、2会場で94名もの方の応募がありました。厳正な抽選の結果、6名の方々にETCをプレゼントし、ETCを活用していただきます。

(抽選結果は高速道路推進課ホームページをご覧下さい

http://www.pref.shimane.lg.jp/kosokudoro/oyakudachi/kyaraban2008.html)

また、今回のアンケートでいただいた意見・要望については、今後の島根県東部高速 道路利用促進協議会の活動や要望の参考にさせていただきます。ご協力ありがとうござ いました。

宍道湖サービスエリアのハイウエイスタンプを押して 地元特産品をゲットしよう!

島根県内唯一のサービスエリア「宍道湖SA」でオリジナルのハイウエイスタンプを作成しました。





スタンプの作成を記念して、地元特産品がもらえるスタンプキャンペーンを実施します。

<スタンプキャンペーン>

応募期間

平成20年12月1日~平成21年1月31日

応募方法

宍道湖SA(上り・下り)売店に設置してある専用の応募ハガキに、必要事項とハイウエイ

スタンプを押し、同売店に設置してある応募ボックスに投函。

プレゼント商品

A賞(5名): 布志名焼エッグベーカー

B賞(5名):雲丹のり&雲丹ほたて(セット)

当選発表

厳正抽選の上、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

詳しくは高速道路推進課のホームページをご覧下さい。

http://www.pref.shimane.lg.jp/kosokudoro/oyakudachi/shinjikosa_k.html

「都市計画法による事業」と「道路法による事業」の違いについて

【第1回:道路事業と街路事業はどこが違うのか?】

皆さんは「都市計画法による事業」と「道路法による事業」の違いをご存じですか? 住民の皆さんにとっては同じように道路を造ることなのですが、両者の違いと言われ ると分からない方が多いのではないでしょうか。そこで、今回から数回にわたって両事 業の違い等について触れてみたいと思います。

1.「都市計画法による事業」とは?

都市計画法による事業は通称『街路事業』と呼ばれます。この事業で造る道路は都市計画決定された路線が対象です。

- 「事業認可」を受けなければいけません。
- 一般的な補助事業のお金は国土交通省都市・地域整備局所管の「街路事業費」関連の国庫補助金となります。

2.「道路法による事業」とは?

街路事業と違い、都市計画決定は必要ありません。また、都市計画決定された路線であっても道路法の道路事業で進めることができます。

都市計画道路「東津田下東川津線」となっている通称「松江第五大橋道路」(松江市東津田町~松江市下東川津町)は、現在、道路法の道路事業で進めています。

- 「事業認可」は必要ありません。
- 一般的な補助事業のお金は国土交通省道路局所管の「道路事業費」関連の国庫補助金となります。

3.「事業認可」とは?

新規着手予定区間の都市計画事業について、市町村事業の場合は県知事から、県事業の場合は国土交通大臣から認可を受ける必要があります(都市計画法第59条、60条)。これが「事業認可」です。申請書では「施行者の名称」、「都市計画事業の種類」、「事業計画」、「その他必要書類」を添付する必要があります。

都市計画事業の場合は街なかで行われるため、一般の道路事業と比べて、地権者の皆さんに制限を課したり、住民の皆さんにも不便をお掛けするものであることから、事業期間や事業内容をはっきり明示することを義務づけているわけです。

『事業計画』には「収用又は使用の別を明らかにした事業地」、「設計の概要」、「事業施行期間」を記載します。『その他必要書類』では「事業地を表示する図書」、「設計の概要を表示する図書」、「資金計画書」等の資料を揃えます。なお、申請図書は所轄の市町村や県土整備事務所で一般の方々も閲覧することができます。

次回は「道路事業と街路事業の使い分け」、「都市計画決定区域の制限」について触れてみたいと思います。

この内容についての問い合わせはこちらまで

島根県土木部都市計画課 街路グループ (TEL)0852-22-5212